

2. 関連冊子の紹介



風水害や土砂災害に関する基礎知識、避難勧告等の伝達方法やインターネットによる防災情報の入手方法等を掲載したパンフレットです。

(発行: 京都市防災危機管理室)

URL:
<https://www.city.kyoto.lg.jp/digitalbook/page/0000000044.html>



3. 土砂災害の避難に関するここと

京都市 行財政局 防災危機管理室 TEL 075-212-6792

北区役所	TEL 075-432-1199	西京区役所	TEL 075-381-7158
左京区役所	TEL 075-702-1021	西京区役所洛西支所	TEL 075-332-9185
東山区役所	TEL 075-561-9105	伏見区役所	TEL 075-611-1295
山科区役所	TEL 075-592-3066	伏見区役所深草支所	TEL 075-642-3125
右京区役所	TEL 075-861-1784	伏見区役所醍醐支所	TEL 075-571-6105

※区役所・支所の電話番号は地域力推進室 総務・防災担当につながります。

・発行: 京都市 都市計画局 建築指導部 建築安全推進課

TEL: (075) 222-3613

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

・平成30年3月 京都印刷物: 第293243号



土砂災害から 建物を守る 補助があります！

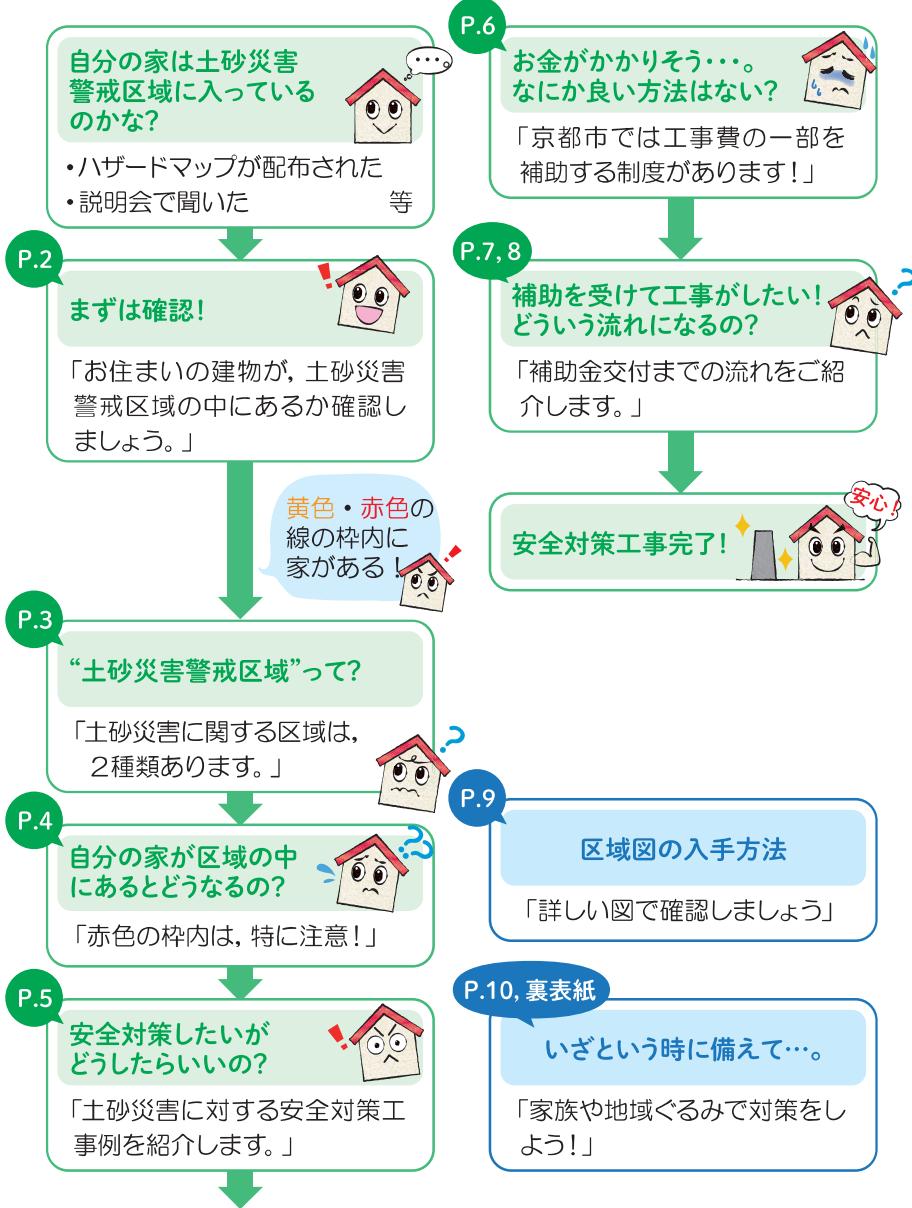
土砂災害特別警戒区域内
建築物安全対策補助事業の案内



京都市建築安全推進課



安全対策工事完了までの流れ(目次)



まずは確認!

お住まいの建物が、土砂災害警戒区域の中にあるか確認しましょう。確認する主な方法を2つ紹介します。

1. ハザードマップ

土砂災害警戒区域に該当する学区には、右のようなハザードマップが配られています。その地図を参考にお住まいの建物がどの区域に入っているか、確認してください。また、インターネットから閲覧、ダウンロードすることも可能です。



URL:
http://www.bousai-kyoto-city.jp/bousai/sub_bousaimap.html

2. 京都府マルチハザード情報提供システム

「京都府マルチハザード情報提供システム」とは、お住まいの地域にどんな危険が潜んでいるかを知ることができるシステムです。土砂災害警戒区域に限らず、水害や地震についての情報を調べることができますので、是非ご活用ください。

- * ページの左上、“災害情報”のタブにより掲載される“土砂災害”および“土砂災害警戒区域等”にチェックを入れると、地図に情報が表示されます。
- * パソコンやインターネット接続ができない方は、P.7に記載の京都府の土木事務所に確認してください。



URL:
<http://multi-hazard-map.pref.kyoto.jp/top/top.asp>

“土砂災害警戒区域”って？

 土砂災害（かけ崩れ、土石流、地すべり）からみなさまの命を守るために、京都府が土砂災害防止法に基づき、土砂災害のある場所の地形や地質、土地の利用状況などを調査し、次の2種類の区域の指定を行っています。

1. 土砂災害警戒区域（イエローゾーン）

急傾斜地の崩壊などが発生した場合に、住民の命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められた区域（下図の黄色の部分）

2. 土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）

急傾斜地の崩壊等が発生した場合、建物に損壊が生じ、住民の命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められた区域（下図の赤色の部分）



上京区、中京区、下京区、南区には、この区域はありません。北区、左京区、東山区、山科区、右京区、西京区、伏見区の山間部や山沿いに、この区域があります。区域の確認をしましょう。

 区域の確認方法  P.2 参照

自分の家が区域の中にあるとどうなるの？

1. 土砂災害警戒区域（イエローゾーン）では、

災害情報の伝達や避難が早くできるように、警戒避難体制の整備がされます。
例：土砂災害ハザードマップの作成・配布
地域住民での土砂災害ハザードマップの確認 等

2. 土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）では、さらに、

（1）特定開発行為に対する許可制

住宅宅地分譲や災害時要援護者関連施設の建築を行う場合は、特定開発行為に対する京都府知事の許可が必要です。

（2）建物の構造規制

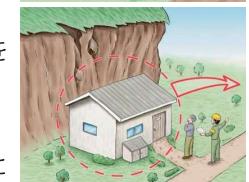
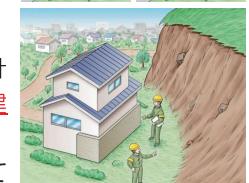
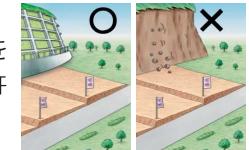
居室を有する建物の建築行為（新築・改築・増築）を行う場合は、次の構造規制が適用されます。都市計画区域外であっても、建築確認が必要です。既存の建物には、この構造規制が適用されません。

ア 土砂災害により想定される土石の衝撃によって建物が損壊しない構造としなければならない。

イ 土砂が流入するおそれがある部分に、開口部を設けてはならない。

（3）移転の勧告

京都府知事の権限で建物の移転の勧告をすることあります。



（出典：国土交通省ホームページ
(<http://www.mlit.go.jp/river/sabo/sinpoupdf/gaiyou.pdf>)）

被害例写真



（出典：一般財団法人消防防災科学センター、国土交通省中国地方整備局）

このような被害が
起こります！

安全対策したいがどうしたらいいの？



土砂災害から命を守るために、鉄筋コンクリート造の外壁や防護壁を設置する工事が有効です。

土砂災害に対する「安全対策工事」の例

1. 鉄筋コンクリート造の外壁



鉄筋コンクリート造の
外壁を設ける

2. 鉄筋コンクリート造の防護壁



鉄筋コンクリート造の
防護壁を設ける

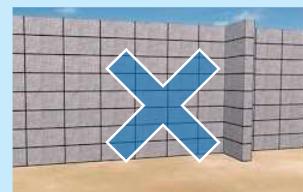
※建築基準法施行令第80条の3に定める構造の基準に適合する必要があります。

Q 防護壁とはどのようなものですか？

A 防護壁は、土石の衝撃に耐えることができる鉄筋コンクリート造の頑丈なものとする必要があります。コンクリートブロック造の塀では土石の衝撃に耐えられません。



鉄筋コンクリート造の頑丈な防護壁



コンクリートブロック造の塀

Q 防護壁の設置工事費用はいくらぐらいかかりますか？

A 防護壁の長さ1メートル当たり、13万円～25万円が標準的な工事費です。工事個所の施工条件等によって工事費が変動します。

お金がかかりそう…。なにか良い方法はない？



京都市では、土砂災害に対する安全対策工事を建物の所有者等が自ら行う場合に、工事費用の一部を補助する土砂災害特別警戒区域内建築物安全対策補助事業があります！

1. 補助の対象となる建物

(1) 土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）の指定以前から存在する既存の建物が対象です。

※ 新築や建替えは対象外です。

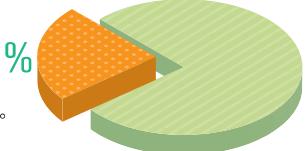
区域の確認方法 P.2 参照

(2) 居室（人が住んだり、活動したりする部屋）を有する建物が対象です。

2. 補助金の額

土砂災害の安全対策工事費用の23%が補助金の額となります。

23%



※ 1棟につき759,000円の限度額があります。

※ 設計費用は補助の対象外です。

3. 安全対策工事の要件

土砂災害に対して安全な構造となるよう建築基準法施行令第80条の3に定める構造の基準に適合させる工事を行ってください。

4. 補助に関する問合せ先

京都市 都市計画局 建築指導部 建築安全推進課

TEL 075-222-3613 FAX 075-212-3657



URL:

<http://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000199579.html>

Q 新築や建替えの場合に、有効な補助制度の使い方はありますか？

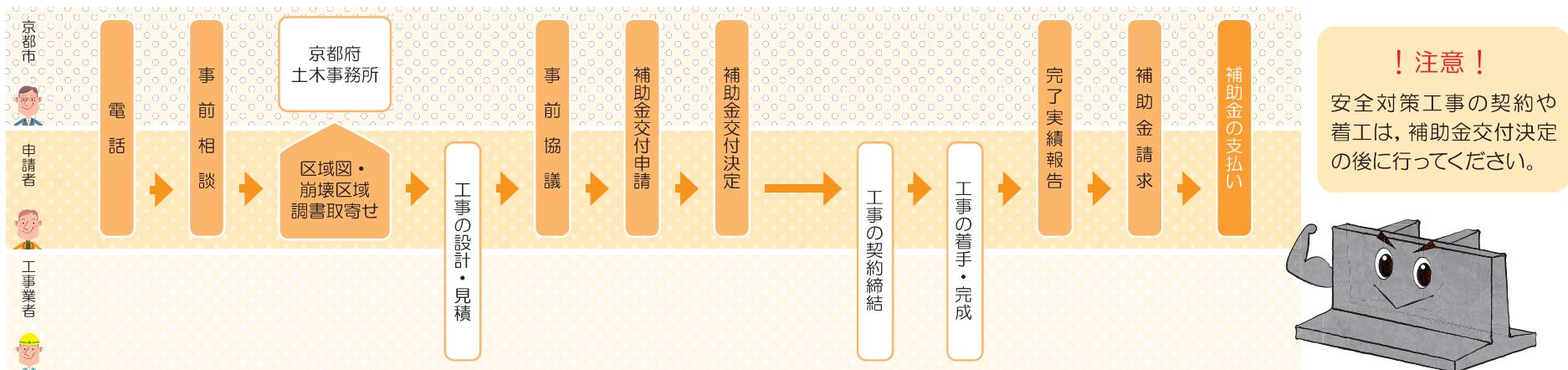
A 既存建物の安全対策が補助制度の目的であり、新築や建替えは補助の対象外です。なお、この補助制度を利用して既存建物に設けた防護壁は、既存建物を将来に建替える際にも、そのまま残して有効活用できる場合があります。

Q 近接する隣家と一緒に安全対策を行うことはできますか？

A 自分の家だけでなく隣家と共同して、連坦する敷地で一連の防護壁を設けることができます。設計・工事・補助手続をまとめることで費用の節約になります。補助対象の建物ごとに最大759千円の補助金が交付されます。

補助を受けて工事をしたい！どういう流れになるの？

1 補助金の支払いまでの大きな流れ



2 最初に京都市の建築安全推進課と京都府の土木事務所に相談を！ 安全対策工事の前に設計や見積りが必要です。

- (1) 京都市の建築安全推進課まで電話のうえ、相談にお越しください。
相談の際は、建物の位置図、図面、写真等の資料を持参してください。

京都市 都市計画局 建築指導部 建築安全推進課

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

TEL 075-222-3613

- (2) 京都府の土木事務所で公示図書（区域図及び崩壊区域調査）を入手する必要があります。区域図はインターネットでも閲覧できます。

区域図の閲覧方法 P.9 参照

- ① ②, ③以外に建物がある場合
京都府 京都土木事務所 河川砂防室
京都市左京区賀茂今井町10-4

TEL 075-701-0126

- ② 右京区嵯峨越畑、嵯峨檜原地域に建物がある場合
京都府 南丹土木事務所 河川砂防室
南丹市園部町小山東町藤ノ木21

TEL 0771-62-0164

- ③ 西京区洛西支所管内に建物がある場合
京都府 乙訓土木事務所 河川砂防室
向日市上植野町馬立8

TEL 075-931-2474

- (3) 京都府建築士事務所協会では、公益事業としてボランティアで建築の無料相談を実施しています。土砂災害に対する安全対策工事に関して、ご心配の方、お悩みの方は、相談ください。

まずは、メール又はFAXのみにて相談を受付しています。相談申込は箇条書きで構いませんので、相談内容、住所、名前、連絡先、この建築相談をごどこでお知りになったか（※）を記載のうえ送付してください。

その後、担当の建築士から電話にて対応します。

※ 「京都市の土砂災害特別警戒区域内建築物安全対策補助事業の案内の冊子を見て知った。」などと記載してください。

一般社団法人 京都府建築士事務所協会の建築無料相談

京都市北区小山南大野町1番地 紫明会館1階
TEL 075-334-5277 E-Mail kyotokai@kyoto-kenchiku.com
京都府建築士事務所協会HP <https://www.kyoto-kenchiku.com/>



区域図の閲覧方法

1. 京都府マルチハザード情報提供システムで、お住まいの地域を表示。



2. お住まいの地域が表示されたら、土砂災害警戒区域（イエローゾーン）の内側をクリック。

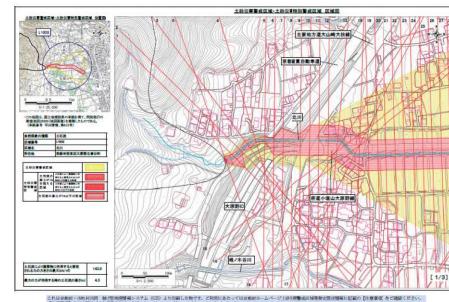
※ 土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）内の場合も、土砂災害警戒区域（イエローゾーン）の内側をクリックしてください。



3. 詳細情報ウィンドウの中の「公示図書」の「RL」をクリック。



4. 区域図が表示されます。



いざという時に備えて…。



市民一人ひとりが土砂災害や地震、水害等に関する意識を高め、土砂災害への備えを自主的に行い、適時・適切な警戒避難行動をとるなど、的確な判断行動が求められます。

1. 京都府土砂災害警戒情報

京都府内における土砂災害警戒情報の発表状況をご覧いただけます。また、雨量や危険度のアニメーション表示に加え、土砂災害に関する用語の解説も用意されています。

URL:
<https://d-keikai.pref.kyoto.jp/Top.aspx>

